

背景 ○ 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の令和元年6月改正において、設計を含む調査等が法律の対象として位置づけられるとともに、働き方改革の推進に対応する見直しが行われた。
○ これを踏まえ、国土交通省官庁営繕部では、建築設計三会^{*}との意見交換を経て、R2.3に国交省版ガイドラインとしてとりまとめた。^{*}(公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会

本ガイドラインの概要

■本ガイドラインの目的等

- ・ 建築設計業務受注者の働き方改革に配慮した業務委託を実施するために、発注者の留意事項をとりまとめたもの。
- ・ 働き方改革推進には、公共建築設計の発注者の足並みをそろえた取組が重要であるため、全国営繕主管課長会議^{*}において、国交省版ガイドラインを充実させて新たに作成したもの(R2.10)。

^{*} 都道府県及び政令指定都市の営繕担当課長と国土交通省大臣官房官庁営繕部が参加

■ガイドラインの章構成

- [1]適正な履行期間の設定
- [2]手戻り防止のための設計業務プロセス管理
- [3]業務環境の改善と生産性向上
- [4]履行時期の平準化と適切な業務発注

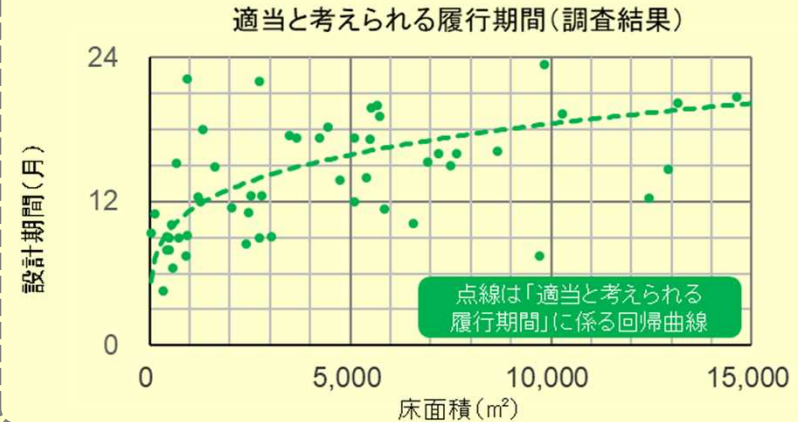
■記載内容の例

※一部抜粋

[1] 適正な履行期間の設定

- 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇等による不稼働日を考慮する。
- 次に示す調整等の時期及びこれらに要する期間を考慮する。
 - ・ 計画通知や各種法令・条例に基づく許認可等に係る手続
 - ・ 施設管理者との協議及び調整
 - ...

【参考】標準的な設計業務履行期間の検討



留意事項
各章は留意事項と参考資料で構成
参考資料